アクチュアリー試験対策　生命保険会社の保険計理人の確認業務に関連する法令（平成26年用）

保険計理人の職務

法120条（保険計理人の選任等）
- 保険会社が取締役会で保険計理人を選任し、保険数理に関する事項に関与させることを規定

規則77条（保険計理人の関与事項）
- 保険数理に関し保険計理人の関与事項（保険料、責任準備金、配当、契約者価額、未収保険料、支払備金、募集、募集人給与等）を規定

規則6条/規則243条（認可等の申請）
- 第三分野の算出方法書の記載事項を保険計理人が確認することを規定

法121条（保険計理人の職務）
- 保険計理人の確認事項として次のものを規定
  - 健全な保険数理に基づく責任準備金
  - 公正かつ衡平な剰余金の分配
  - その他
- 保険計理人の意見書の提出等について規定

規則80条（保険計理人の確認業務）
- 保険計理人の確認事項として、次のものを規定
  - 適正な責任準備金の積み立て
  - 適正な契約者配当または剰余金の分配
  - 将来の資産・負債に照らした保険業の継続
  - 保険金等の支払能力の充実の状況

平成12年 金融監督庁・大蔵省告示22号
- 保険計理人の確認のための基準を、指定法人（アクチュアリー会）が作成した基準（実務基準）とすることを規定
- 第三分野保険に関する負債十分性テストを実施することや、その実施方法を規定

規則79条の2（保険計理人の確認事項）
- 保険計理人のその他の確認事項を規定
  - 将来の収支に照らした保険業の継続
  - 保険金等の支払能力の充実の状況

責任準備金

規則81条（責任準備金に関して確認の対象となる契約）
- すべての生命保険契約の責任準備金が確認の対象であることを規定

法116条（責任準備金）
- 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険会社が責任準備金を積み立てることを規定
- 積立方式および予定死亡率その他の計算基礎率（標準責任準備金）や、その対象が、別途、定められることを規定
- 再保険に付した契約の積立方法が、別途、定められることを規定

規則69条（生命保険会社の責任準備金）
- 責任準備金を、保険料積立金、未経過保険料、危険準備金で定義
- 未収保険料を資産計上しない一方、保険料未収の有効契約では危険保険料分を未経過保険料（負債）として積み立てることを規定
- 標準責任準備金対象外契約に関し平準純保険料式（最低保証のない特別勘定契約は収支の残高）で積み立てることを規定
- 将来の債務の履行のため、追加責任準備金について規定
- 危険準備金を各リスクに区分して積み立てることを規定

平成10年 大蔵省告示231号
- 危険準備金Ⅰ～Ⅳの積立基準・限度、取崩基準を規定
  （第三分野保険に関するストレステストを実施することや、その実施方法も規定）

規則68条（標準責任準備金の対象契約）
- 締結日に応じ次のもの以外を標準責任準備金の対象と規定
  - 最低保証のない特別勘定契約
  - 保険料積立金を積み立てない契約
  - 約款で予定利率を変更できる旨を約してある契約
  - その他

平成8年 大蔵省告示48号
- 標準責任準備金の算出方法を規定
  - 積立方式を平準純保険料式と規定
  - 予定死亡率を指定法人（アクチュアリー会）の標準死亡率と規定（適当と認められない場合を除く）
  - 標準利率の決定方法を定義し、予定利率を標準利率と規定
  - 保険料積立金は契約者価額を下限とすることを規定
  - 最低保証のある特別勘定契約の一般勘定、特別勘定について規定

（第三分野の）保険リスク　予定利率リスク　最低保証リスク

平成13年 大蔵省告示24号
- 標準責任準備金の対象外として、その他の次のものを規定
  - 保険期間が1年以下の契約
  - 外国通貨で保険金、返戻金等を表示する契約

規則71条（再保険契約の責任準備金等）
- 健全性を損なうおそれがない者等へ出再した場合、その部分の責任準備金を積み立てないことができることを規定
- 将来の収益に基づいて収受した手数料を責任準備金または預り金として積み立てることを規定

平成10年 大蔵省告示233号
- 手数料を責任準備金として積み立てる対象となる財務再保険を定義

保険金等の支払能力の充実の状況

法130条（健全性の基準）
- 保険金等の支払能力の充実の状況の基準（ソルベンシーマージン比率、SMR）が、次のものから、別途、定められることを規定
  - 資本金、基金、準備金等の合計額
  - 通常の予測を超える危険（リスク）に対応する額

平成11年 金融監督庁・大蔵省告示3号
- SMRを「資本金等÷（1/2×リスク）」で定義
- SMRが200%以上であることを基準として規定

規則86条（健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等）
- SMRの分子の計算方法を定義

平成8年 大蔵省告示50号
- SMRの分子（資本金等）の計算方法を補足
- SMRの分母（リスク）の計算方法を定義

規則87条（単体の通常の予測を超える危険に対応する額）
- リスクの種類および、SMRの分母の構成項目を定義

法132条（業務の停止等）
- 保険会社の健全性等のため、改善計画の提出、業務停止等が命じられることを規定
- 命令がSMRの区分で定められることを規定

保険業法132条2項に規定する区分等を定める命令
（平成12年総理府令・大蔵省令45号）
- SMRに応じた命令の内容を、第1区分、第2区分、第3区分ごとに規定
- 実質資産負債差額によっては、他の区分の命令も含むことを規定

平成11年 金融監督庁・大蔵省告示2号
- 実質資産負債差額の計算方法を定義

価格変動等リスク

価格変動準備金

法115条（価格変動準備金）
- 価格変動による損失が生じ得る資産について、保険会社が価格変動準備金を積み立てることを規定
- 価格変動準備金の取崩基準を規定

規則65条（価格変動準備金対象資産）
- 価格変動準備金の対象資産を規定

平成10年 大蔵省告示229号
- 価格変動準備金の対象資産を補足

規則66条（価格変動準備金の計算）
- 価格変動準備金の積立基準・限度を規定

支払備金

法117条（支払備金）
- 保険会社が支払備金として次のものを積み立てることを規定
  - 支払義務が発生したが、支出していない保険金等
  - その他これに準ずるもの

規則73条（支払備金の積立）1項
- 支払備金として、次のものを積み立てることを規定
  - 支払義務が発生したが、支出していない保険金等
  - 支払事由の発生の報告を受けていないが既に発生したと認める保険金等（IBNR）

規則72条（支払義務が発生したものに準ずる保険金等）
- 支払事由の発生の報告を受けていないが既に発生したと認める保険金等（IBNR）を、その他の支払備金として規定

平成10年 大蔵省告示234号
- IBNRの計算方法を定義

剰余金の分配

法55条（基金利息の支払等の制限）2項
- 剰余金分配の上限を、純資産と控除項目（基金、損失填補準備金、関連する準備金への積立、その他等）から規定

規則30条（基金利息の支払等における控除額）2項
- 剰余金分配の上限に関する純資産からの控除項目として、その他（基金申込証拠金、再評価積立金、のれん等調整額、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金）を規定

法55条の2（剰余金の分配）
- 剰余金の分配は公正かつ衡平に行うことを規定
- 相互会社は、対象金額の一定比率以上の額を準備金に積み立てる旨を定款に定めることを規定
- 一定比率に関する下限が、別途、定められることを規定

規則30条の2（剰余金の分配の計算方法）
- 社員に対する剰余金の分配では、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、対象となる金額を計算することを規定
- 剰余金分配の計算方法（アセットシェア方式、利源別配当方式等）を規定

規則30条の5（剰余金の分配をするための準備金）
- 剰余金分配のための準備金は、社員配当準備金（負債）または社員配当平衡積立金（資本）とすることを規定
- 社員配当準備金への繰入限度（積立配当、未払配当、全件消滅時配当等の合計）を規定

規則30条の4（剰余金のうち一定の比率を乗じる対象となる金額）
- 未処分剰余金と控除項目（前期繰越剰余金、任意積立金目的取崩、基金償却積立金・損失填補準備金の積立等）から規定

規則30条の6（積立割合）
- 対象金額に乗じる一定比率の下限を20/100とすることを規定

※「法」は保険業法、「規則」は保険業法施行規則。国内の単体の生命保険相互会社を想定。実線矢印は直接的な参照関係（重要なもののみ）、点線矢印は間接的な（前提となる）参照関係。